

《論 說》

## 英国の無期刑 (3)

—重大犯罪における行為と危険性との関係が問題になる一場面として—

吉 開 多 一

### 【目次】

- I はじめに
- II 無期刑の種類
- III 最低拘禁期間(以上国土館法学49号)
- IV 施設内処遇
- V 仮釈放
- VI 運用状況(以上国土館法学50号)
- VII 歴史的展開(以上本号)
- VIII 考察
- IX 結びに代えて

## VII 歴史的展開

### 1 概説

刑事裁判を行い、その結果として刑を言い渡すのは司法の権限に属し、その刑を執行するのは行政の権限に属する。権力分立を定める立憲主義国家では自明の原理であるが、英国の無期刑制度ではその線引きが問題とされ、複雑な歴史的展開を遂げて今日の姿へと変化してきた。

定期刑であれば、裁判所が明確に刑期を定めるから、裁判所が言い渡した刑期内で行政がそれを執行すればよい。しかし、無期刑では刑期が終身に及び、刑期は定まっていない。司法の関与は無期刑を言い渡すことで足り、あとは行政による執行の問題だと考えるか、司法は刑の言渡

し後も引き続き関与する必要があると考えるかによって、司法と行政の権限争いの問題が生じてくる。

とりわけ英国の無期刑では、最低拘禁期間が設定されるという特徴がある。最低拘禁期間は、すでに見てきたように行為責任に基づく犯罪の重大性を回顧的に評価して設定され、その内実は量刑に酷似している。しかし、当初は最低拘禁期間の設定は刑の執行の一部と考えられ、行政の権限とされていた。その正当性が次第に争われ、行政から司法へと権限を移譲する「司法化」が実現することになる。

また、英国の無期刑では、最低拘禁期間の満了後、無期刑受刑者に「公衆に対する危険性」があると認められれば、拘禁が継続される。この危険性の判断は、最低拘禁期間の設定に比べれば、刑の執行の一部として行政の役割になじむようにも思われるが、危険性に基づいて拘禁を継続することが本当に刑の執行の一部といえるのか、これを正当化するには改めて司法判断が必要なのではないかが争われるようになる。

このように英国の無期刑をめぐるのは、司法と行政との権限争いの問題に関連して、重大犯罪における行為と危険性の判断のあり方が問題とされてきた。最終的にはほとんどの場面で司法化が実現し、司法の権限が増大し続けてきた歴史であったといえる。

一方で、重大犯罪で有罪判決を受けた無期刑受刑者の処遇には、国民的な関心、とりわけマスメディアの関心が集まる。英国では1970年代に「法と秩序」(law and order)が政治問題となり、1990年代初めにはすべての政党がこれを支持するようになった<sup>(141)</sup>。こうした状況下において、政権を担当する政治家が重大犯罪をした者に「寛大」(soft)だという印象を持たれば、政治的な敗者となりかねない<sup>(142)</sup>。そのため行政・立法サイドからは、無期刑受刑者の取扱いをコントロールする権限を保持しておきたいという動機が働き、これが司法化を阻む一因となってきた。こうした政治的な動機が英国の無期刑制度の歴史的展開に与えてきた影響も、決して小さくない。

## 2 行政による仮釈放手続

### (1) 謀殺に対する死刑廃止前

1957年殺人法によって謀殺の一部に、1965年謀殺(死刑廃止)法によって謀殺の全部に必要な無期刑が導入されるまで、英国の無期刑には成人に対する裁量的無期刑のほか、少年に対する無期拘禁があった。これらはいずれも行為責任を重視した刑というよりも、行為者が不安定で危険であることを重視した予防拘禁的な性質を有するものであったのは、すでにIIで述べたとおりである。もっとも、謀殺で死刑を言い渡された者も、その半数近くが国王の慈悲大権によって無期刑に減軽されていたから、実際の無期刑受刑者には、不安定で危険と認められた犯罪者だけではなく、謀殺で有罪となった者も混在していた。

こうした無期刑受刑者の仮釈放はかねて行政の権限によって決定されていたが<sup>(143)</sup>、最初に明文の規定が設けられたのは1948年刑事司法法(Criminal Justice Act 1948)であった。同法57条は、無期刑受刑者の仮釈放は内務大臣が決定し、内務大臣には仮釈放した者を再収容する権利があるとしていたが、規定されていたのはそのみで、無期刑受刑者の仮釈放は広汎な行政裁量に委ねられていた。当時の無期刑受刑者の仮釈放はほとんどが無条件でなされ、再収容される者もほとんどいなかったとされる<sup>(144)</sup>。

### (2) 謀殺に対する死刑廃止後

1965年謀殺(死刑廃止)法により謀殺で有罪判決を受けた者はすべて必要的無期刑に処せられることとなり<sup>(145)</sup>、ここから危険で不安定な犯罪者に対する予防拘禁的な性質をもつ裁量的無期刑と、謀殺という行為の重大性に応じた回顧的な行為責任を重視する必要的無期刑の2つの無期刑が並立することになった。しかし、当初からそのような区別が明確になされていたかといえ、疑わしいとされている<sup>(146)</sup>。

同法1条2項は、裁判所は謀殺で有罪になった者に無期徒刑を言い渡すと同時に、その者を仮釈放するまでに最低限拘禁すべきと認める期間 (the minimum period) を内務大臣に勧告するものとしていた。この勧告制度は最低拘禁期間に似ているが、あくまでも「勧告」にすぎず、最低拘禁期間のように事前に期間を「設定」するものではない。この当時は、無期徒刑受刑者の仮釈放はその後の服役によってどの程度改善したかによって決定されるから、いつ仮釈放するのかを事前に決定することはできないと考えられていた<sup>(147)</sup>。この規定の趣旨は、内務大臣の裁量による仮釈放権限の行使が過度に寛大に流れるのを防止するところにあつたとされ<sup>(148)</sup>、その後の歴史的展開からすると相当に違和感のあるものとなっている。

いずれにしても、この勧告制度から明らかなように、必要的無期徒刑受刑者についても終身にわたって拘禁されることは前提となっておらず、それぞれの行為責任に応じて一定期間を服役した後、仮釈放されることが前提になっていた<sup>(149)</sup>。

### (3) 仮釈放制度の導入

1967年刑事司法法によって英国に仮釈放制度が導入され、仮釈放委員会が初めて設置された。定期刑受刑者であれば、刑期の3分の1あるいは服役から12か月のいずれか長い期間以内に、仮釈放委員会による仮釈放審査を受ける資格が与えられることになり、その審査のために各刑務所に地方審査委員会 (Local Review Committee) が設けられた。他方、無期徒刑受刑者については、同法61条により、内務大臣は、仮釈放委員会から仮釈放相当との勧告がなされた場合に、首席裁判官及び可能であれば第一審裁判官と協議の上、無期徒刑受刑者を仮釈放することができることとされた。内務大臣は仮釈放委員会の勧告に従う義務はなく、最終的な仮釈放の決定権は内務大臣にあり、従前の方式が維持されていた。また、この時点でも、仮釈放にあたって必要的無期徒刑受刑者と裁量的無期徒刑受

刑者との区別はなかった<sup>(150)</sup>。

実務上は、仮釈放委員会が第1回目の仮釈放審査を実施しなければ、内務大臣に仮釈放相当の勧告をすることができなかった。そのため、無期刑受刑者の第1回目の仮釈放審査をいつ実施するかが重要になった。当初は、すべての無期刑受刑者が服役してから7年以内に、仮釈放の見込みに関わりなく、地方審査委員会及び仮釈放委員会によって第1回目の仮釈放審査が行われた。しかし、形式的に審査をしても効率的ではなかったことから、1972年に手続が改められ、無期刑受刑者の服役後4年(その後3年に改正)が経過した時点で、仮釈放委員会と内務省との合同委員会(Joint Parole Board-Home Office Committee)が初期アセスメントを実施し、それによって第1回目の正式な仮釈放審査の実施時期を決定する運用がなされることになった<sup>(151)</sup>。

ところが、合同委員会による審査は、付託されたケースのうちおよそ半数しか第1回目の仮釈放審査の時期を決定することができず、その他はすべて先送りという状況に陥った<sup>(152)</sup>。また、当時は最低拘禁期間の概念がなかったため、仮釈放委員会は、仮釈放相当であるか否かを判断するにあたって、釈放された場合に予想される将来の危険性よりも、行為責任に照らして服役すべき期間を服役したかという回顧的な判断を優先させており、この点も問題視されていた<sup>(153)</sup>。

#### (4)最低拘禁期間制度の導入

こうした状況下において、内務大臣レオン・ブリトンは、1983年11月に英国議会下院において、無期刑受刑者の仮釈放に関する答弁を行った<sup>(154)</sup>。ブリトンは、この答弁によって合同委員会を廃止し、「応報及び抑止に必要な期間」(the period necessary to meet the requirements of retribution and deterrence)を設定することで、第1回目の仮釈放審査の時期を決定することを明らかにした。この「応報及び抑止に必要な期間」が、現在の最低拘禁期間に相当する<sup>(155)</sup>。

ブリトンは、無期刑受刑者の仮釈放は内務大臣の裁量により決められることを確認した上、警察官・刑務官を謀殺した場合、テロリストが謀殺をした場合、子どもを性的・サディスティックに謀殺した場合、強盗の機会に銃火器を使用して謀殺をした場合は、最低でも20年は服役させ、犯罪の重大性によってはそれ以上の期間を服役させるように裁量を行使する一方、それ以外の謀殺犯については、より短い期間を服役させるとした。

その上で、内務大臣は、今後は裁判官と協議して、応報及び抑止に必要な期間を設定し、この期間が満了する3年前に第1回目の仮釈放審査を行い、その後は仮釈放委員会と協議して、受刑者の危険性を審査することとした。ブリトンはこの新しい手続につき、次のように説明している。

新しい手続は、応報及び抑止の必要性に関する判断と、公衆に対する危険性に関する判断とを、別にするものである。これらはこれまで、これからも、釈放を決定する上で非常に重要なファクターであり続けるであろう。こうした手続は、無期刑のケースを審査し、報告する責任を負っている刑務所その他のスタッフ、地方審査委員会及び仮釈放委員会が、危険性に集中することを可能にするであろう。裁判所は、応報及び抑止について適切な助言をしてくれるであろう。しかし、釈放するかどうかを最終的に決定する権限は、引き続き内務大臣にある。

ブリトンの答弁によって服役期間が長期化することになったフィンドリーほか数名の受刑者は、これを不服として司法審査を請求したが、当時の最高裁判所であった上院は、1984年10月、1967年刑事司法法が仮釈放について内務大臣に広汎な裁量を認めているとして訴えを却下し、ブリトンの答弁はその適法性が認められることになった<sup>(156)</sup>。

### 3 裁量的無期刑の司法化

#### (1) 最低拘禁期間設定の司法化

##### a ハンズコム事件判決

ブリトンの答弁においても、必要的無期刑と裁量的無期刑とは区別されていなかった。しかし、1987年3月の高等法院女王座部合議法廷によるハンズコム事件判決は、両者を区別する途を開いたリーディングケースである<sup>(157)</sup>。

ハンズコムは、1978年2月に限定責任能力を理由とした故殺等によって裁量的無期刑を言い渡されたが、内務大臣に17年の最低拘禁期間を設定されたことを不服とし、司法審査を申し立てた。同事件で主に問題とされたのは、その当時、内務大臣が首席裁判官らと協議するまでに判決から3～4年を費やしている状況であった。それから仮釈放までには最低3年がかかっていたため、すべての無期刑受刑者が最低でも約6年は拘禁される結果となっていた。

判決は、こうした運用は裁量的無期刑に関する限りで、ウェンズベリ事件の非合理性(Wednesbury unreasonable)があり、内務大臣は、裁量的無期刑の言渡し後、可能な限り早期に首席裁判官らと応報及び抑止に必要な期間について協議しなければならず、さらに内務大臣が応報及び抑止に必要な期間を設定するにあたっては、裁判所からの勧告に厳密に従うべきであるとした。

ワトキンス裁判官は、必要的無期刑においては、最低拘禁期間は謀殺に対する「処罰」(punishment)のための期間であり、裁判官がそれを決定するための先例や基準はないが、裁量的無期刑においては、言渡し基準に関するウィルキンソン事件判決等の先例やガイドラインがあり、それによれば、裁量的無期刑は精神状態の有無で定期刑と区別されていて、そのような精神状態がなければ言い渡される定期刑が想定され、刑の言渡し後直ちに応報及び抑止に必要な期間を設定できるのに、内務大臣が

首席裁判官らと協議するまでに3～4年を費やしている状況は理解できないとした。その結果として最低でも約6年の拘禁がなされているのは、量刑をした裁判官の意図を超えて過大になっているばかりでなく、その間に危険性が消失している可能性があるとも指摘した。

#### b 内務大臣の書簡回答

英国政府は、1987年7月23日、内務大臣ダグラス・ハードによる議会議下院での書簡回答において<sup>(158)</sup>、ハンズコム事件判決を受け入れる意思を表明した。

内務大臣は、同年10月1日から、裁量的無期刑が言い渡されたすべての事件につき、首席裁判官を通じて第一審裁判官から、最低拘禁期間についての意見を記載した書簡を受け取り、第1回目の仮釈放審査の時期は、この裁判官の意見に従い、刑の言渡し後できる限り早期に決定するとした。これにより裁量的無期刑受刑者の最低拘禁期間を設定する権限は、事実上内務大臣から裁判所へと移譲されることになった。

もっとも、同書簡では、必要的無期刑については裁判官の裁量はなく、言い渡されたであろう定期刑を想定することはできないから、最低拘禁期間についての裁判官の意見を一要素とし、その他に刑事司法に対する公衆の信頼維持の必要性 (the need to maintain public confidence in the system of justice) といった要素も考慮しながら、引き続き内務大臣が第1回目の仮釈放審査の日を決定していく方針も明らかにした。その結果、裁量的無期刑受刑者は司法が、必要的無期刑受刑者は行政が、それぞれ最低拘禁期間を設定することになった。

### (2) 仮釈放審査の司法化

#### a ウィークス事件判決

次に行政による決定権限の正当性が争われたのが、裁量的無期刑受刑者の仮釈放審査であった。これは英国国内法ではなく、欧州人権規約上で問題とされた。

1987年3月の欧州人権裁判所によるウィークス事件判決は、英国における裁量的無期刑受刑者の仮釈放審査が欧州人権規約に違反するとの判断を初めて示したものである<sup>(159)</sup>。

ウィークスは、1966年12月、ペットショップに押し入り、陸上競技のスタート用ピストルを使って女性店主を脅し、35ペンスを強盗した事実で裁量的無期刑に処せられた。1976年3月に仮釈放されたが、酒に酔って自殺騒ぎを起こし、その際に空気銃を不法所持していたことなどから、1977年6月に再収容された。ウィークスは、この再収容について、①権限ある「裁判所」による有罪判決を受けた後に適法に拘禁される場合等を除いて自由を奪われない権利を定めた欧州人権規約5条1項に違反する、②逮捕・拘禁の適法性を「裁判所」によって迅速に審査される権利を定めた同条4項に違反する、などと主張した。

欧州人権裁判所は、裁量的無期刑はウィークスの危険性から公衆の安全を守るための特別な手段として言い渡されたもので、その目的に照らし、内務大臣がウィークスを危険と認めたときに再収容することは、有罪判決との間に十分な関連性が認められるなどとして、規約5条1項違反の主張は退けた。

しかし、同裁判所の多数意見は、裁判所が裁量的無期刑を言い渡した後に、拘禁の適法性について新たな問題が生じうる場合には、規約5条4項の問題が生じるとし、裁量的無期刑はウィークスの危険性から公衆の安全を守るための特別な手段であり、このような危険性は時間の経過とともに変化しやすい(susceptible of change with the passage of time)ものであるから、再収容時あるいは拘禁の継続時にその適法性について新たな問題が生じ得るので、合理的な期間(reasonable intervals)ごとに、規約5条4項が定める「裁判所」によってその適法性が審査される権利が保障されるとした。この「裁判所」とは、行政機関や党派から独立しているほか、拘禁の適法性について決定権を有していなければならないが、仮釈放委員会には決定権がないから「裁判所」とはいえず、英国の司法審

査手続でも拘禁の適法性が十分に審査されるとは認められないので「裁判所」による審査とはいえないなどとし、規約5条4項違反があると認めた。

もっとも、ウィークスは再び仮釈放された後にフランスに逃亡していたなどの特殊事情があって、英国政府も同事件判決を受けて早急な対策をとろうとはしなかった<sup>(160)</sup>。その点で、ウィークス事件判決の影響は限定的であったが、同判決が示した「危険性は時間の経過とともに変化しやすいものであるから、合理的な期間ごとに、裁判所によって拘禁継続の適法性が審査されなければならない」とする理論は、その後の英国無期刑制度の司法化に大きな影響を及ぼすことになる。

#### b シン、ウィルソン及びグネル事件判決

裁量的無期刑受刑者の仮釈放審査手続を変更させたのは、1990年10月に欧州人権裁判所が再び欧州人権規約違反があると判断した、シン、ウィルソン及びグネル事件判決である<sup>(161)</sup>。

シンは、窃盗と不法侵入強窃盗により多数の前科を有していたが、1975年8月に刑務所から釈放されて36時間以内に、警察官のふりをして女性の家に侵入した上、強姦及び反自然的性交の犯行に及び、1975年11月、裁量的無期刑を言い渡された。シンは、精神科医によれば「重度の反社会的性格異常」の人格障害者であったが、精神医療刑務所での服役中に精神病の治療を受けず、また開放刑務所収容時に逃走して、さらに窃盗等の犯行に及ぶなどしたため、1985年1月に最低拘禁期間が満了した後も仮釈放されなかった。

ウィルソンは、性犯罪の前科が多数あったが、1972年5月、反自然的性交により裁量的無期刑を、16歳未満の少年に対する強制わいせつ7件につきそれぞれ7年の定期刑を言い渡され、同時執行された。ウィルソンは、1982年9月に仮釈放されたが、その約5か月後の1983年2月、仮釈放許可が取り消されて再収容された。ウィルソンは、再収容への不服を書面で申し立てたが、同年9月、仮釈放委員会は再収容の決定

を見直さない旨の決定をした。ウィルソンは、1984年4月、再収容にあたって必要とされる詳細な理由を適切に告知されなかったとして、再収容の取消しを求める司法審査を申し立てた。高等法院女王座部合議法廷はウィルソンの訴えを認め、手続的に不適切であったとして1983年9月の仮釈放委員会の決定を破棄したが、同委員会はウィルソンを仮釈放しなかった。その後、地方審査委員会及び仮釈放委員会は、1986年12月からウィルソンの仮釈放を再審査したが、1989年10月になってもウィルソンは仮釈放されなかった

グネルは、1965年12月、強姦4件で裁量的無期刑を、強姦未遂2件で7年の定期刑を言い渡され、同時執行された。グネルは精神病質で、特別精神病院での継続的なケアと治療が必要とされていたが、第一審裁判官は事案の重大性から裁量的無期刑を選択した。グネルは上訴したが、控訴院は、グネルに精神病院からの逃走歴が多数あることなどを考慮し、上訴を却下した。グネルは、1982年3月に仮釈放されたが、1983年1月と2月の2回にわたり、女性方の裏庭で女性を見ていて警察官に質問されるなどの疑わしい行動をし、その結果、仮釈放許可が取り消されて再収容された。グネルは、1988年9月に再び仮釈放されたが、1990年9月、強姦未遂1件、強制わいせつ5件及び強盗3件により有罪判決を受け、再び無期刑を言い渡され、以前の仮釈放許可も取り消された。

シンらは、英国では拘禁継続の適法性について「裁判所」による審査が受けられないこと、とりわけウィルソンとグネルは、再収容の際に「裁判所」による審査を受けられなかったことが、欧州人権規約5条4項に違反するなど申し立てた。これに対して英国政府は、シンらはウィークスと異なり、いずれも重大な犯罪に及んでいて、シンらを「刑罰」として拘禁する期間、すなわち最低拘禁期間と、「危険性」を理由として拘禁する期間とは明確に区別できず、もっぱら「危険性」を理由として拘禁されていたウィークスと同様に判断できないなどと反論した。

欧州人権裁判所は、裁判官18人对1人の多数により、規約5条4項違反があるとのシンらの主張を認めた(ウィルソンについては、同条項に違反して逮捕・拘禁された者に対する賠償を受ける権利を定めた同条5項違反の主張も認めた)。同裁判所は、ウィルキンソン事件判決などに見られるように、英国においては裁量的無期刑が精神的に不安定で危険な犯罪者を取り扱う手段として発展してきたことは明らかで、「刑罰」のみを目的とする必要的無期刑とは異なり、裁量的無期刑は「刑罰」として拘禁する期間と、その後内務大臣が公衆の安全を考慮しながら「危険性」を理由として拘禁する期間から構成されているとし、両者を区別できないとした英国政府の主張を退けた。その上で、ウィークスと異なりシンらの犯罪は重大であるけれども、シンについては1985年1月に最低拘禁期間が満了し、ウィルソンとグネルについても、遅くとも最初に仮釈放された時点で最低拘禁期間が満了しており、その後は「危険性」を理由として拘禁されていたと認められるところ、このような「危険性」は時間の経過とともに変化しやすいものであるから、シンらには規約5条4項により、合理的な期間ごとに拘禁継続の適法性を「裁判所」によって決定される権利があるとともに、再収容の適法性を「裁判所」によって決定される権利があったとした。

そして、ウィークス事件判決と同様に、英国の仮釈放委員会や司法審査手続は、同条項にいう「裁判所」による審査とは認められないから、英国の仮釈放審査には規約5条4項違反があったとした。

### c 1991年刑事司法法

シン、ウィルソン及びグネル事件判決を受け、すでに1990年刑事司法法案(Criminal Justice Bill 1990)を審議していた英国議会では、同判決に従った改正を同法案に盛り込むべきであるとの提案がなされた<sup>(162)</sup>。

労働党の下院議員バリー・シアマンからは、すべての無期刑受刑者(必要的無期刑受刑者も含む)に仮釈放の審査を受ける権利を与えること、

仮釈放委員会を欧州人権規約上の「裁判所」とするために、仮釈放委員会規則の制定権限を内務大臣ではなく大法官(Lord Chancellor)に与えることなどを含む改正案が提案されたが、英国政府及び多数の受け入れるところとならなかった。

上院では、ネイサン上院議員を議長とする、謀殺と無期刑に関する上院特別調査委員会(House of Lords Select Committee on Murder and Life Imprisonment)が、1988年7月から無期刑制度についての問題点を調査しており、1989年7月に調査結果をまとめて報告していた。同委員会の調査結果は、シン、ウィルソン及びグネル事件判決よりも前に報告されていたが、同判決の趣旨に合致したものであり、上院では、この調査結果に沿って審議がなされ、

- ・ 謀殺に対する必要的無期刑を廃止する。
- ・ 第一審裁判官が公開の法廷において「刑罰のための期間」(the penal term)<sup>(163)</sup>を設定する。
- ・ 無期刑受刑者の仮釈放の決定は、内務大臣と仮釈放委員会が関与しない完全な司法機関によってなされるべきであるから、無期刑受刑者の最低拘禁期間満了後の仮釈放あるいは再収容を決定する裁判体(judicial tribunal)を設立する。この裁判体は高等法院裁判官、精神科医、保護観察所長によって構成する。

といった改正案が賛成多数を得て、可決されるに至った。

その後、下院でこの改正案が審議されたが、謀殺に対する必要的無期刑の廃止がまず否決されたほか、新しく無期刑受刑者のための裁判体を設立することは予算の関係で不相当とされた。それに代わって英国政府から提案されたのは

- ・ 裁量的無期刑受刑者のケースを審査する仮釈放委員会内の部会(the panel of the Parole Board)を設ける。部会の議長は仮釈放委員である裁判官とし、委員の1人に精神科医も加える。
- ・ 裁量的無期刑受刑者には、同部会に出席するとともに、法的な

代理を受ける権利も与える。

- ・ 同部会が、裁量的無期刑受刑者の危険性から公衆を守るために、これ以上拘禁する必要はないと判断した場合には、仮釈放委員会 は内務大臣に対し、同受刑者を仮釈放するように指示し、内務大臣は受刑者を条件付きで仮釈放する義務を負う。
- ・ ただし、内務大臣はテロリストの事件など例外的な場合で、公衆の利益を守る必要があるときは、6か月まで仮釈放を遅らせることができる。

といった改正案であった。この英国政府による改正案につき、再び上下院での審議が進められた結果、内務大臣が仮釈放を遅らせる提案は、行政の介入として欧州人権裁判所に受け入れられないといった理由から削除されたが、その他の提案は可決され、1991年刑事司法法34条が成立した。

同法同条は、裁判所が裁量的無期刑受刑者の最低拘禁期間を設定した上、仮釈放委員会が仮釈放を勧告した場合、内務大臣はその勧告に従う義務があるとした。また、裁量的無期刑受刑者の仮釈放審査を行う裁判体類似の機関として、仮釈放委員会内に裁量的無期刑受刑者審査部会が設立された。その審査手続の詳細は、内務大臣による1992年仮釈放委員会規則(The Parole Board Rules 1992)に委ねられた。

この部会で行われた仮釈放審査は、現在ではすべての無期刑受刑者に適用されている口頭尋問審査を含めた仮釈放審査手続の基になっており、その内容はV2で述べたとおりである。しかし当初は、このように裁量的無期刑受刑者に限定して適用されていた。V1(2)でも述べたとおり、仮釈放委員会が行政から十分に独立しているといえるかはなお議論があり、この点では同部会による審査では完全な司法化とはいえず、準司法化と評価する方が正確かもしれないが、従前の内務大臣による仮釈放審査と比較すれば、手続が大きく司法化された。

他方で、1991年刑事司法法35条2項は、1967年刑事司法法62条を引

き継ぎ、必要的無期刑受刑者の仮釈放は引き続き内務大臣の裁量によって決定するという従前の方式を維持した。その結果、必要的無期刑受刑者は内務大臣が、裁量的無期刑受刑者は裁量的無期刑受刑者審査部会が仮釈放を最終的に決定することになり、仮釈放審査の場面においても必要的無期刑と裁量的無期刑との取扱いが異なることになった。

#### 4 裁量的無期刑と必要的無期刑との峻別

##### (1)ランボルド理論

英国政府は、1990年刑事司法法案の審議において、シン、ウィルソン及びグネル事件判決は、裁量的無期刑受刑者のみを射程としたものであり、必要的無期刑受刑者にその効力は及ばないとして、必要的無期刑と裁量的無期刑とを峻別する姿勢を堅持した。同法案の審議では、とくに上院において、裁量的無期刑受刑者に認められることになった新しい仮釈放審査手続を必要的無期刑受刑者にも適用すべきではないかが議論された。内務省副大臣 (Minister) であったアンジェラ・ランボルドは、1991年7月16日の議会答弁において、こうした考え方を否定し、次のとおり必要的無期刑と裁量的無期刑とを峻別する立場を明らかにした<sup>(164)</sup>。

…必要的無期刑受刑者のケースでは、まったく異なる問題があり、政府は同様の手続を同受刑者のケースにも適用することに同意するのは適切でないと考える。裁量的無期刑受刑者のケースでは、同人に公衆に対する危険性が継続しているか否かのみに基づいて、釈放が決められる。ここで推定されているのは、処罰のために必要な期間が経過すれば、受刑者を釈放しても安全であるなら釈放すべきであるということである。

必要的無期刑の性質は異なっている。そこでは無期刑を言い渡すにあたって、危険性は決定的ではない。謀殺は非常に重大な犯罪であるから、謀殺をした者は、裁判手続によって、残された生涯にわたって国家

に自由をはく奪されるのである (he forfeits his liberty to the state for the rest of his days)。必要であれば、その後に司法の介入がなくても、一生にわたって拘禁されることもあり得る。それゆえ、ここで推定されているのは、必要的無期刑受刑者は、釈放することが公衆の利益にかなうと内務大臣が結論付けるまで拘禁され、そうでない限りは拘禁され続けるべきであるということである。こうした点から引き続き裁量を行使していく上で、内務大臣は危険性の問題だけではなく、その時点での受刑者の釈放を社会全体がどのように見るのかという点も考慮しなければならない。内務大臣は裁判所の勧告を考慮するが、最終決定するのは内務大臣である。

この答弁によって示された「謀殺という犯罪の重大さゆえに、謀殺をした者は残された生涯にわたって国家に自由をはく奪される」という理論は、「ランボルド理論」などともいわれる。裁量的無期刑受刑者に認められることになった裁判体類似の手續による手続的な保障を必要的無期刑受刑者には適用しないという政府の立場を説明し、正当化するためになされたものと見られている<sup>(165)</sup>。

## (2) ドウディ事件判決

ランボルドの答弁から2年後の1993年6月、上院によるドウディ事件判決が出された<sup>(166)</sup>。同事件は、謀殺により必要的無期刑に処せられ、内務大臣に最低拘禁期間を設定されていたドウディらが、内務大臣は裁判官の意見に従って最低拘禁期間を設定すべきであるなどと主張して、その適法性を争った事案である。

マスティル裁判官は、謀殺に対して無期刑が必要的とされ、いかなる状況にあっても裁判官に刑を選択する裁量のないことが、他に例を見ないほど形式的であるとし、ランボルド理論は、1983年11月のブリトンの答弁以来、必要的無期刑においても終身にわたって拘禁される者はまれで、通常は最低拘禁期間が設定されている実務と矛盾を来していると

批判した。しかし、同裁判官は、必要的無期刑と裁量的無期刑の同一化は議会のすべき仕事であって、現在の制定法、理論、実務においては、両者の間に本質的な相違があるとして、ドゥディらの主張を退けた。

もつとも、同裁判官は、裁量的無期刑受刑者に認められた権利を考慮し、公正 (fairness) の見地から、内務大臣は、最低拘禁期間を設定する前に、必要的無期刑受刑者に書面による意見陳述の機会を与えるとともに、このような意見陳述の前に、最低拘禁期間についての裁判官の意見のほか、同期間の設定に関連する裁判官の意見を全て受刑者に告知しなければならず、最終的に内務大臣が裁判官の意見と異なる期間を設定した場合には、その理由を告げなければならないとした。

英国政府は、1993年7月27日、内務大臣マイケル・ハワードによる議会下院での書簡回答において<sup>(167)</sup>、今後はドゥディ事件判決にしたがって、すべての必要的無期刑受刑者に対し、最低拘禁期間に関する裁判官の意見、内務大臣が設定した期間、裁判官の意見と異なる場合にはその理由を告知し、内務大臣が最低拘禁期間を設定する前に無期刑受刑者に書面で意見を陳述する機会を与えることを明らかにした。

もつとも、同書簡では、例外的ながら、当初設定した最低拘禁期間を将来に変更する必要があるとすれば、内務大臣は短期化することも長期化することもあり得ること、内務大臣はランボルド理論を全面的に支持するので、必要的無期刑受刑者は、最低拘禁期間が満了し危険性がなくなれば釈放されるというわけではないこと、したがって必要的無期刑受刑者については、(a) 最低拘禁期間、(b) 危険性だけではなく、(c) 仮釈放を公衆が許容すること (the public acceptability of early release) を考慮し、刑事司法に対する公衆の信頼を損なわないと判断した場合にのみ、仮釈放の裁量権を行使すること、これらの政策は少年に対する必要的無期拘禁にも適用することも明らかにされた。

### (3) ウィン事件判決

欧州人権裁判所は、1994年7月のウィン事件判決において、いったんは英国政府の立場を支持する判断をする<sup>(168)</sup>。

ウィンは、1964年に女性1人を謀殺して必要的無期刑に処せられたが、1980年5月に仮釈放許可を受けて釈放された。しかし、1981年6月、ロンドンの共同墓地において、墓に花を供えていた75歳の女性の喉をナイフで切って殺害し、1982年1月、限定責任能力を理由とした故殺により裁量的無期刑に処せられるとともに、仮釈放許可も取り消された。ウィンの謀殺による最低拘禁期間はすでに満了しており、故殺による最低拘禁期間は1991年6月に満了したが、ウィンは1994年1月まで仮釈放されなかった。ウィンは、拘禁継続の適法性について「裁判所」による審査を受けることができないのは、欧州人権規約5条4項に違反すると主張した。

欧州人権裁判所は、ウィンの拘禁は1964年に言い渡された必要的無期刑と1982年1月に言い渡された裁量的無期刑の双方に基づくものと認めた上で、シン、ウィルソン及びグンネル事件判決や上院のドゥディ事件判決を参照しつつ、必要的無期刑は本質的に刑罰的な性質を有するものであって、裁量的無期刑のように保安的な目的を有するものではなく、変化しやすい「危険性」は問題にならないから、ウィンについては1964年に言い渡された必要的無期刑によって規約5条4項の要請は満たされているなどとして、ウィンの主張を却下した。

このウィン事件判決によって、必要的無期刑受刑者と裁量的無期刑受刑者とを峻別する英国政府の立場が認められるところとなり、その後に峻別を続けることを正当化する根拠の一つとなった。

## 5 必要的無期拘禁の司法化

### (1) 仮釈放審査の司法化

#### a フセイン事件判決

もともと、1996年2月の欧州人権裁判所によるフセイン事件判決は、謀殺で有罪となった少年に対する必要的無期拘禁について、ウィン事件判決とは異なる判断を示した<sup>(169)</sup>。

フセインは、1978年12月、2歳の弟に暴行を加えて殺害し、謀殺で有罪となり、当時16歳の少年であったため、必要的無期拘禁を言い渡された。内務大臣は、最低拘禁期間制度の導入に伴い、1986年にフセインの最低拘禁期間を15年とした。第一審裁判官及び首席裁判官は10年が相当であるという意見であったが、内務大臣は事案の重大性を考慮し、期間を引き上げていた。

この内務大臣の決定は、ドゥディ事件判決とそれを受けたハワードの書簡回答によって、すべての必要的無期刑受刑者、必要的無期拘禁収容者に最低拘禁期間に関する裁判官の意見や内務大臣が設定した期間等が告知されるようになるまで、フセインには告知されていなかった。フセインの仮釈放審査は、1986年12月から行われていたが、仮釈放委員会が開放刑務所への移送を勧告しても内務大臣が拒否するなどしたため、1993年6月までフセインが仮釈放されることはなかった。

フセインは、必要的無期拘禁収容者には拘禁継続の適法性につき「裁判所」による審査を受ける権利がなく、欧州人権規約5条4項に違反するなど主張した。争点となったのは、少年の必要的無期拘禁が必要的無期刑に類似するものとしてウィン事件と同様に判断されるのか、裁量的無期刑に類似するものとしてシン、ウィルソン及びグネル事件と同様に判断されるのかであった。欧州人権裁判所は全員一致で、必要的無期拘禁は裁量的無期刑に類似し、必要的無期拘禁収容者には、最低拘禁期間が満了した後の拘禁継続の適法性を「裁判所」により審査される権利

があると判断した。その理由として、少年の無期拘禁は成人に対する無期刑と異なり、その起源などから保安処分的な目的を有すると認められるし、少年事件において、応報及び抑止に必要な期間が満了した後、一生続くかもしれない拘禁を正当化できるのは、少年の危険性から社会を守る必要性のみであり、必要的無期刑のように残された生涯にわたって国家が自由をはく奪したものとするのであれば、残虐な刑罰を禁止した規約3条違反になりかねないなどとした。そして、仮釈放委員会に最終決定権がないことや、対審手続がないことなどを理由に、仮釈放委員会は同規約に定める「裁判所」とはいえないとし、フセインの主張を認めた。

#### **b 1997年犯罪(量刑)法**

英国政府は、フセイン事件判決にしたがって、1997年犯罪(量刑)法28条により、少年の無期拘禁収容者についても、裁量的無期刑受刑者と同様の仮釈放審査を受けられるように法改正を行った。

同条は、裁量的無期刑受刑者の仮釈放審査手続について定めた1991年刑事司法法34条に、少年の無期拘禁収容者に関する条文を挿入し、必要的、裁量的を問わず、18歳未満の少年で無期拘禁に処せられた者についても仮釈放委員会が仮釈放を勧告した場合、内務大臣はその勧告に従う義務があることを明らかにした。そして1997年仮釈放委員会規則は、少年の無期拘禁収容者についても、裁量的無期刑受刑者と同様に、裁量的無期刑受刑者審査部会による裁判体類似の仮釈放審査を行うものとした。

もっとも、1997年犯罪(量刑)法28条は、裁判官が公判廷で最低拘禁期間を設定するのは裁量的無期刑受刑者のみであることを明言し、少年の無期拘禁収容者の最低拘禁期間については、従前とおりに内務大臣がこれを行うという取扱いを維持しており、変更はあくまでも仮釈放審査のみに止めていた。

## (2)最低拘禁期間設定の司法化

### a T及びV事件判決

しかしながら、1999年12月の欧州人権裁判所によるT及びV事件判決は<sup>(170)</sup>、少年の必要的無期拘禁については最低拘禁期間も「裁判所」が設定しなければならないとし、英国政府はさらなる司法化を迫られることになった。

同事件は、1993年2月、当時まだ10歳であったTとVが、学校をさぼって遊んでいた際、当時2歳のジェームズ・バルジャーをショッピングセンターから誘拐し、約2マイル離れた場所まで連行した上、暴行を加えて殺害し、死体が列車に轢かれるように線路上に放置したというもので、そのショッキングな内容から世界的に知られる事件となった。欧州人権裁判所が認定した審理経過に関する事実は、おおむね以下のとおりである。

Tらの公判は国内的にも国際的にも大きく注目され、Tらの押送車が到着すると悪意をもった群衆が迎え、しばしば押送車が攻撃されそうになった。公判は成人の刑事裁判と同様に、刑事法院の公開法廷において、陪審員12人と裁判官1人により進められ、記者席も傍聴席も満員であった。裁判官や法廷弁護士たちは、かつら(wig)とガウンを身につけていた。もっとも、Tらの年齢に配慮して手続が一部修正され、Tらは特別に設けられた被告人席に座り、横にはソーシャルワーカーがいて、両親や弁護人も付き添うことができた。審理時間は学校の日課を考慮して午前10時30分から午後3時30分までとされ、その間に1時間の昼食休憩と、1時間ごとに10分間の休憩が入った。休憩中は、Tらが両親やソーシャルワーカーとともに遊び場で過ごすことが認められた。裁判官は、ソーシャルワーカーや弁護側から、Tらに疲労やストレスの兆しがあるとの申し出があれば、いつでも休廷することを明らかにしており、実際にこうした理由で休廷したことも1回あった。

公判は、1993年11月1日から開かれたが、争点となったのはTらの

刑事責任の有無であった。精神科医や T らが通っていた小学校の校長らが証言した。精神科医は、T らに是非弁別の能力はあるが、T に外傷後ストレス症候群(PTSD)の兆候が見られるなどと証言した。1993年11月24日、陪審員は、T らを謀殺及び誘拐で有罪とし、第一審裁判官は T らを必要的無期拘禁とした。

その後、第一審裁判官は、内務大臣に対し、T らが成人であれば最低拘禁期間は18年が相当であるが、彼らの年齢や、社会的・精神的に貧しい家庭で虐待や暴力にさらされて成長してきたことも考慮すると、最低拘禁期間は8年が相当であるとの意見を述べ、首席裁判官は10年が相当であるとの意見を述べた。内務大臣は、最終的に、事案の状況、裁判官の意見、T らの代理人による意見陳述、他の事件との比較のほか、嘆願書などによって明らかになった本件に対する公衆の関心<sup>(171)</sup>、刑事司法に対する公衆の信頼維持の必要性を考慮し、事件当時10歳の T らには成人の場合より短期間の最低拘禁期間が相当だとしても、本件は幼く無防備な被害者に対して数時間にわたり行われた非常に残酷でサディスティックな事件であり、成人であれば最低拘禁期間は25年程度が相当であるとして、T らの最低拘禁期間をそれぞれ15年とした。

T らは、①成人と同様に刑事法院で公開の審理を受けたのは、残酷な取扱いを禁止した欧州人権規約3条、独立した公平な裁判所による公正かつ公開の審理を受ける権利を保障した規約6条1項に違反する、②裁判官ではなく内務大臣に最低拘禁期間設定の権限があるのは、規約6条1項に違反する、③拘禁継続の適法性が「裁判所」によって審査されていないのは、規約5条4項に違反するなど主張した。

欧州人権裁判所は、裁判官12人对5人の多数により、規約3条違反の問題は生じないとした。同裁判所は、規約締結国の中には刑事責任年齢を7歳以上としている国(キプロス、スイス、アイルランドなど)もあり、国際規約にも明確に最低限の刑事責任年齢を定めたものは見当たらず、英国が刑事責任年齢を10歳以上としていることが直ちに規約3条違反

にはならないし、成人と同様に刑事法院で公開審理を受けたことも、裁判官により手続の修正が加えられていたことなどからすると、Tらを意図的に辱めようとしたものではなく、TにPTSDの兆しが見られたのも、このような審理を受ける前からのことであって、審理が原因になっているとは認められないとした。

しかし、同裁判所は、裁判官16人对1人の多数により、Tらが成人と同様に刑事法院で公開の審理を受けたのは、規約6条1項に違反するとした。同裁判所は、刑事被告人には刑事裁判に十分な参加をする権利も保障されていると解されるどころ、成人と同様の刑事法院での審理は、当時11歳のTらにとって理解不可能で威圧的なものであったことは確かであり、特にTにはPTSDの兆しが見られたことから、経験豊富な弁護士が近くにいるにもかかわらず、張りつめた法廷内で衆人環視の下に、審理の途中に何の圧迫も感じないで十分に弁護士と協議することができたとは認め難く、結果としてTらは刑事裁判に十分な参加をすることができなかったとした。

また、同裁判所は、全員一致で、規約6条1項の「全ての刑事訴追に関する決定」には、量刑に関する決定も含まれるとし、最低拘禁期間の設定も量刑に関する決定と認められるとした。そして、同条項の「独立した裁判所」とは、全ての党派から独立していることのほか、行政府から独立していることを意味し、内務大臣は明らかに行政府から独立していないから、内務大臣がTらの最低拘禁期間を設定したのは規約6条1項に違反するとした。

さらに、同裁判所は、全員一致で、必要的無期拘禁では収容が不定期にわたる上、最低拘禁期間を内務大臣が設定していることからすると、裁判所が必要的無期拘禁を言い渡すだけでは、規約5条4項が要求している裁判所の監督が十分になされているとはいえないなどとして、同条項にも違反するとした。

## b 2000年刑事裁判所権限(量刑)法

T及びV事件判決を受けて、英国政府は、すでに成立していた2000年刑事裁判所権限(量刑)法に82条Aを追加し、少年の無期拘禁収容者についても裁量的無期刑受刑者らと同様に、裁判官が公開の法廷で最低拘禁期間を設定するとの法改正をした。その具体的な内容は前述Ⅲ2(2)に記載したとおりである。

## 6 必要的無期刑の司法化

### (1) 仮釈放審査の司法化

#### a スタッフォード事件判決

英国政府は、その後も必要的無期刑受刑者については、内務大臣が最低拘禁期間を設定し、仮釈放を決定する取扱いを変更しようとはしなかった。その拠り所となっていたのが前述したランボルド理論であり、上院のドゥディ事件判決、欧州人権裁判所のウィン事件判決であった。ところが、欧州人権裁判所による2002年5月のスタッフォード事件判決は<sup>(172)</sup>、ウィン事件判決の立場を変更し、必要的無期刑受刑者の仮釈放審査手続にも司法化が必要であるとの判断をした。

スタッフォードは、1967年1月に謀殺で必要的無期刑を言い渡されたが、1979年4月に仮釈放された。しかし、スタッフォードは仮釈放後間もなく、仮釈放の遵守事項に違反して南アフリカに渡航したため、1980年9月、仮釈放許可が取り消された。スタッフォードは、1989年4月に偽造旅券を所持して帰国したところを逮捕され、偽造旅券の所持では罰金となり、仮釈放許可の取消しにより再収容された。スタッフォードは、1991年3月に再び仮釈放許可を得て釈放されたが、1994年7月にトラベラーズチェック及びパスポートの偽造を共同謀議した事実で、6年の定期刑に処せられた。1994年9月、仮釈放委員会は再びスタッフォードの仮釈放許可を取り消し、定期刑について仮釈放資格を得るときに次回の仮釈放

審査を行う旨を内務大臣に勧告し、大臣もこれを受け入れた。1996年になって、仮釈放委員会はスタフォードの仮釈放審査を行い、スタフォードは仮釈放後に暴力犯罪をしたことはなく、将来に重大な暴力犯罪をする危険性も低い上、家族との絆も維持されているなどとして、仮釈放を勧告した。しかし内務大臣は、スタフォードが過去2回にわたって仮釈放許可の取消しを受けていたことから、この勧告に従わず、その代わりにスタフォードを開放刑務所に移送した。内務大臣は、スタフォードが暴力犯罪に及ぶ危険性がないことは認めていたが、必要的無期刑受刑者については、拘禁刑に相当する非暴力犯罪をする危険があれば、最低拘禁期間の満了後も適法に収容を継続できるという見解に立っていた。スタフォードは、1997年7月に6年の定期刑について仮釈放される資格を得たが、必要的無期刑の仮釈放許可が取り消されていたことを理由に拘禁が継続され、結局1998年12月まで仮釈放されなかった。

スタフォードは、①内務大臣は、最低拘禁期間満了後に必要的無期刑が言い渡される原因となった犯罪とは関連性のない犯罪をする危険性を理由にして拘禁を継続しており、これは当初の裁判所による判決と十分な関連性がない拘禁であるから、欧州人権規約5条1項に違反する、②ランボルド理論は、もはや時代遅れであり、欧州人権裁判所はウィン事件判決を再考し、必要的無期刑受刑者についても規約5条4項により「裁判所」が拘禁継続の適法性を審査しなければならないと判断すべきである、などと主張した。

欧州人権裁判所は、ウィン事件判決以降の英国内での判例法など参照し、全員一致で、同判決はもはや英国内での現実に合致しておらず、必要的無期刑も裁量的無期刑と同様に、「刑罰」の期間として最低拘禁期間が設定され、その満了後は受刑者の「危険性」に基づき拘禁を継続するものであると判断した。そして、スタフォードが1979年1月に仮釈放されていることから、スタフォードの最低拘禁期間は満了していることが明らかで、必要的無期刑の仮釈放許可の取消しがなければスタフォード

が仮釈放されたはずの1997年7月以降、内務大臣が非暴力犯罪の危険性を理由として拘禁を継続したのは、当初に必要な無期刑を言い渡した判決との間に十分な関連性が認められず、規約5条1項に違反するとした。

また、同裁判所は、最低拘禁期間満了後の危険性は変化しやすいもので、拘禁継続の適法性について新しい問題を生じさせる可能性があるから、必要な無期刑受刑者の拘禁継続についても、規約5条4項にいう「裁判所」によってその適法性が審査されなければならない、スタフォードが1997年7月から1998年12月に仮釈放されるまでの間、そのような審査を受けることができなかつたのは、規約5条4項に違反するとした。

#### b 暫定的な措置

英国政府は、スタフォード事件判決を受け、2002年10月17日、内務政務次官ヒラリー・ベンによる議会下院での書簡回答において<sup>(173)</sup>、2003年1月1日から「暫定的な措置」として、次のように必要な無期刑受刑者の仮釈放審査及び釈放の手續を変更すると表明した。

必要な無期刑受刑者は、これまでと同様、まずは書面審査により仮釈放委員会が暫定的な勧告をする。必要な無期刑受刑者がこの暫定的な勧告に対してさらに意見陳述をしたいのであれば、仮釈放委員会による口頭尋問審査を請求することができ、法的代理人を立てることもできる。必要な無期刑受刑者には、原則として彼らの釈放の判断に関連するすべての資料が開示される。証人を尋問し、反対尋問をすることもできる。同様に、内務大臣もさらに証拠調べが必要であると考えれば、仮釈放委員会による口頭尋問審査を請求することができる。

審査の結果として、仮釈放委員会が最低拘禁期間満了後に必要な無期刑受刑者を仮釈放すべきと判断すれば、内務大臣は原則としてその勧告を受け入れる。

もっとも、この書簡回答では、スタフォード事件判決は必要な無期刑受刑者の仮釈放審査手續のみを射程にしたもので、最低拘禁期間の設定

に関連するものではないから、最低拘禁期間が満了した受刑者を仮釈放委員会が審査する日程には原則として変更はなく、終身の最低拘禁期間を設定されている受刑者が仮釈放委員会の審査に付託されることはないと言われた。

その後成立した2003年刑事司法法275条は、1997年犯罪(量刑)法28条を改正し、必要的無期刑受刑者も裁量的無期刑受刑者らと同様の方式で仮釈放審査されることを明らかにした。これによってすべての無期刑受刑者に同一の仮釈放審査が行われることになって、現在に至っている。

## (2)最低拘禁期間設定の司法化

### a アンダーソン事件判決

英国政府による前記書簡回答から間もなくの2002年11月、上院によるアンダーソン事件判決において<sup>(174)</sup>、必要的無期刑受刑者の最低拘禁期間も「裁判所」によって設定されなければ、欧州人権規約違反になるとの判断が示された。

アンダーソンは、1988年、窃盗の犯行の過程で2人の被害者を殺害したという謀殺2件で必要的無期刑を言い渡された。第一審裁判官及び首席裁判官は、最低拘禁期間は15年が相当であるとの意見を述べたが、内務大臣は20年に引き上げた。アンダーソンは、欧州人権規約を英国国内法として導入した1998年人権法(Human Rights Act 1998)に基づき、高等法院女王座部合議法廷に対し、内務大臣による最低拘禁期間の引上げは、刑事訴追に関する決定について独立かつ公平な裁判所による公正かつ公開の審理を受ける権利を保障した欧州人権規約6条1項に違反すると申し立てた。

同法廷及び控訴院はいずれも、内務大臣による最低拘禁期間の設定は、裁判官による量刑と同視できるという趣旨の意見を述べながら、前述したウィン事件判決をほとんど唯一の理由として訴えを却下したため、ア

ンダーソンは上院に上訴した。これに対して英国政府は、ランボルド理論に基づいて、必要的無期刑受刑者は謀殺という重大な犯罪をしたがゆえに国家から生涯にわたって自由をはく奪されるのであり、法は謀殺犯に対する刑を無期刑のみとしているのだから、刑の言渡しにより量刑は終了しているのであって、その後の最低拘禁期間の設定は行政官による刑の執行にすぎないなどと主張するとともに、スタフォード事件判決は英国法の理解を誤り、従前のウィン事件判決と相容れない結論を出したもので先例とすべきでなく、ウィン事件判決を先例とすべきであるなどと主張した。

上院は、ランボルド理論は最低拘禁期間を終身とすることが極めて例外的な場合にのみ認められている実務と矛盾しており、スタフォード事件判決は正当であるなどとして、英国政府の主張を退けた。上院は、ドゥディ事件判決などにおいても、最低拘禁期間の設定が裁判官の行う量刑と異なる旨たびたび指摘されてきたことや、すでにスコットランド及び北アイルランドでは、必要的無期刑受刑者についても裁判官が最低拘禁期間を設定する立法をしたことなどを考慮し、独立した公平な裁判所ではない内務大臣が量刑を行うことは、規約6条1項に違反するとした。そして1998年人権法に基づき、内務大臣が必要的無期刑受刑者の最低拘禁期間を設定する根拠となっていた1997年犯罪(量刑)法29条は、規約6条1項に適合しない旨を宣言した。

#### b リチニアック及びピラー事件判決

もっとも上院は、同日に言い渡したりチニアック及びピラー事件判決では<sup>(175)</sup>、公衆に対する危険性がない者も一律に無期刑とする必要的無期刑は、拷問又は残虐な刑罰を禁止した欧州人権規約3条に違反するとともに、恣意的な刑罰であって規約5条にも違反するとの申立てを却下した。

当時29歳の女性であったリチニアックは、1990年1月、1人の男性をナイフで刺して殺害した謀殺の事実で必要的無期刑を言い渡された。リ

チニアックは、トーマスという男性との間に4人の子どもがいたが、トーマスがパブで言い争いになった被害者のところに文句を言いに行くからついてくるように言われ、トーマスが被害者をつかみ合いをしているときに包丁で被害者を刺して致命傷を負わせて殺害し、公判では限定責任能力を主張したが、陪審員に認められなかった。第一審裁判官は、陪審員の判断は支持したが、子どもたちからの要求やトーマスとの喧嘩が絶えない関係がリチニアックの慢性不安を誘発しており、犯行当時は非常に感情的になっていて衝動的にナイフで刺して殺したと認め、前科もないことから、リチニアックには公衆に危険を及ぼすような再犯のおそれはないと判断し、最低拘禁期間は10年から12年が相当であるとの意見を述べた。首席裁判官は10年が相当であるとしたが、危険性の要素は無視できないとした。内務大臣は、最終的にリチニアックの最低拘禁期間を11年とした。リチニアックは、2001年7月に仮釈放された。

ピラーは、1996年10月、泥酔して友人らと住宅街を歩いているとき、路上で被害者の男性が1人の女性と喧嘩していて、その女性が被害者に突き倒されるのを見た。医学的な証拠によれば、ピラーは子どものころに母親が暴力を受けるのを見ていて、このような状況に極めて反応しやすくなっており、被害者に近づいて殴りつけ地面に倒すと、倒れた被害者の頭をラグビーのペナルティ・キックのように蹴り上げ、致命傷を負わせて死亡させた。第一審裁判官は、内務大臣に対し、それまでのピラーの素行が良好で家族に未成年者もいたことなどから、ピラーは社会に対して危険ではなく、再犯のおそれもないと注意を喚起した上で、最低拘禁期間は通常の基準を下回る10年が相当であるとの意見を述べた。首席裁判官も同意して、通常の基準をかなり下回る期間である8年から9年が相当であるとの意見を述べた。内務大臣は、最低拘禁期間の設定までに2年を費やした後、ピラーの最低拘禁期間を8年とした。

ビンガム裁判官は、以下のような理由をあげて、リチニアックらの上訴を却下した。

- ・ 上院は必要的無期刑の適法・違法を判断するのであって、それが適切・必要かを判断するのではない。必要的無期刑が違法であることが明らかでなければ、上訴は却下しなければならない。
- ・ 必要的無期刑を定めた1965年謀殺(死刑廃止)法は議会の総意に基づいて成立したのであって、これまで多くの専門家や権威者から批判を受け、改正する機会が何度もあったにもかかわらず、改正派が議会で多数を占めることはなかった。
- ・ 申立側代理人は、自動的無期刑に関するオフエン事件判決<sup>(176)</sup>を参照し、謀殺犯であっても危険性がなければ無期刑にするべきではないとするが、必要的無期刑は、意図的あるいは重大な身体傷害を加える故意で、他人の生命を奪った者に責任能力が認められた場合にのみ言い渡される刑であり、自動的無期刑の事案とは区別される。
- ・ 拘禁が恣意的で規約5条に違反するかどうかは、拘禁の目的の正統性と、その目的に関連した拘禁の均衡性とを考慮しなければならない。リチニアックもピラーも、裁判官の意見が反映された最低拘禁期間を設定されていて、恣意的に大雑把な刑を言い渡されたとはいえない。関係者は個々の事件の事実と状況に相応した期間を設定しており、個人の利益と社会の利益とのバランスが図られていたといえる。
- ・ 不定期刑は恣意的あるいは不均衡な刑罰ではないし、不確実な内容の取扱いが存在することが、規約3条の禁ずる非人道的な刑罰とまでは認められない。

### c 2003年刑事司法法

英国政府は、これらの上院による判決を受け、同日付けの内務大臣ディビット・ブランケットによる議会下院での書簡回答において、次のような方針を明らかにした<sup>(177)</sup>。

- ・ リチニアック及びピラー事件判決により、欧州人権規約に適合し

ていることが確認された謀殺に対する必要的無期刑は、今後も維持する。

- ・ アンダーソン事件判決が内務大臣による最低拘禁期間の設定を欧州人権規約に適合しないと判断したことにつき、上院は、内務大臣による最低拘禁期間の設定が違法であると判断したわけではなく、欧州人権規約に適合しないと宣言したのみであるから、現在の法律とすでに設定されている最低拘禁期間は、新しい法律ができるまでそのままにする。
- ・ 民主主義国家においては、最低拘禁期間の設定につき、引き続き議会在が主要な役割を果たして明確な枠組みを決定するのが適切であるから、裁判所の裁量を管理して、最低拘禁期間を設定する際の諸原則を議会によって立法化する。

こうした方針に基づき、立法化されたのが2003年刑事司法法269条及び附則21であり、その具体的な内容はⅢ 2(3)で述べたとおりである。そこでも指摘したとおり、これらの立法は裁判官の裁量に立法・行政サイドから制約を課すもので、「政治的コントロールの再構築」(re-establishing political control)とも評されている<sup>(178)</sup>。

## 7 「危険な犯罪者」の問題

### (1) 自動的無期刑

自動的無期刑導入の経緯は、すでにⅡ 3(2)で述べた。当時の白書による自動的無期刑導入の説明からは、暴力犯罪又は性犯罪をした「危険な犯罪者」に対し、裁判所が裁量的無期刑をほとんど言い渡していないことへの行政の不満が読み取れる。自動的無期刑は、これまで見てきたような必要的無期刑と裁量的無期刑をめぐる問題とは別に、行政が「危険な犯罪者」というカテゴリーについて、立法を通じて司法の裁量を制約し、無期刑の言渡しを増やそうとしたものだと評価できる。

しかし、1997年犯罪(量刑)法2条は、自動的無期刑の要件があっても「例外的な事情」がある場合、裁判官に無期刑ではなく定期刑を選択することを認めていた。この「例外的な事情」の解釈により、裁判所は行政が制約しようとした裁量を取り戻すことになった。そのリーディングケースが、2000年11月の控訴院によるオフエン事件判決である<sup>(179)</sup>。

オフエンは、おもちゃのけん銃を使って住宅金融組合から960ポンドを強盗し、強盗の実行時に模造銃火器を所持した事実で有罪となったが、同種前科があった上、「例外的な事情」がないとされたため、第一審裁判官はオフエンに自動的無期刑を言い渡し、最低拘禁期間を14か月とした。オフエンは上訴したが、1999年10月に控訴院が上訴を却下した。しかし、1995年刑事上訴法(Criminal Appeal Act 1995)により誤判の救済を目的として創設された刑事再審委員会(Criminal Cases Review Commission)が<sup>(180)</sup>、2000年10月にオフエンのケースを控訴院に付託し、再審がなされることになり、1998年人権法が施行されていたため、自動的無期刑が欧州人権規約に違反するかが争点となった。

控訴院のウルフ首席裁判官は、欧州人権規約5条を全体的に見れば、恣意的な方法による自由剥奪の禁止を目的としていると解されるところ、不釣り合い(disproportionate)な刑罰は恣意的な刑罰たりうるとし、一例として、行為者がある人を正当な理由なく押して転倒させ、頭を打って致命傷を負わせたような故殺の事案で、若いころに重大犯罪の前科があるから自動的無期刑になるというのであれば、当然に恣意的で不釣り合いな刑罰とされるとした。その上で、1997年犯罪(量刑)法2条を議会の方針にしたがった方法で解釈すれば問題は解消するとし、自動的無期刑は、2回にわたり重大な犯罪をした者には「社会に対する許容し難い危険性」(unacceptable risk to the public)があるという一般的基準に基づいており、被告人に関するすべての事情を考慮し、こうした危険性がないのであればこの一般的基準の例外を認めることができ、その場合に「例外的な事情」があるとするのであれば、自動的無期刑は欧州人権規約に

違反しないとした。そしてオフンについては、精神鑑定報告書などの証拠から上記のような危険性は認められないから「例外的な事情」があるとし、自動的無期刑を破棄して3年の定期刑とした。

これに先立つケリー事件判決では<sup>(181)</sup>、「例外的な事情」が認められる場合を非常に限定的に解釈し、「あり得ないような、異常な、特別な、稀な」場合(out of the ordinary course, or unusual, or special, or uncommon)であるとしていた。オフン事件判決の解釈により、裁判所はあらゆる個別的な事情を考慮した上で「例外的な事情」の有無を判断できるようになり、行政が意図した立法による裁量の制約は、このような解釈によって相当程度骨抜きにされたといえよう。

## (2) IPP

II 4 で見たとおり、自動的無期刑に代わって「危険な犯罪者」に対する刑として導入されたのがIPPであった。IPPは、過剰収容をはじめとする大きな混乱を招いた挙げ句に廃止され、刑罰政策として失敗であったと評価するほかないであろう。サウサンプトン大学講師であるハリー・アニソンは、IPPが成立した経緯、成立後の各方面からの批判、2008年に改正された経緯、2012年に廃止されるまでの過程について、当時の政策立案関係者など63人への匿名インタビューに加え、歴史的、技術的、文化的、政治的文脈から分析し、詳細な検討を加えている<sup>(182)</sup>。以下では、IPPの失敗からの教訓になり得ると思われる点につき、アニソンの指摘をいくつか引用する。

アニソンによれば、IPPは当時の労働党政権による「第三の道」(the Third Way) イデオロギーの強い影響下において<sup>(183)</sup>、政治主導で導入され、「危険性」をはじめとする刑事司法の専門家からほとんど意見を聴取せずに法案が作られていったという<sup>(184)</sup>。しかもIPPの成立に重要な役割を果たした政治家にとっては、タブロイド紙をはじめとするマスメディアや、自らの選挙民との面談が、主に対応すべき「公衆の意見」

(public opinion)となっていて<sup>(185)</sup>、こうした「政治的脆弱性」(political vulnerability)が当時の刑罰政策を主に動かしていたという<sup>(186)</sup>。

これまで見てきたように、英国の無期刑では最低拘禁期間の設定と仮釈放審査手続の司法化をめぐる行政と司法との争いがあったが、この争いも IPP の成立に一定の影響を及ぼしたようである。アニソンによれば、当時政権を担当していた労働党のベテラン政治家は、アンダーソン事件判決で内務大臣の権限が司法に取り上げられたことなどから、裁判所による法解釈は、被害者のための正義や市民のための安全にとって深刻な障壁であって、裁判官たちを信用できないと考え、官僚の1人は、こうした行政と司法の対立から、裁判所の裁量を制約することが重大な問題になっていたと話したという<sup>(187)</sup>。

IPP が過剰拘禁を招くことについても、導入当初から予測可能だったのではないかと指摘されている<sup>(188)</sup>。すなわち、内務省調査統計局が2002年に明らかにした「矯正サービスレビュー」(Correctional Services Review)によれば、IPP の導入によって毎年950人の収容増加が見込まれるとされていたが、これは施行後2年間のうちにIPPを言い渡された者が2,547人であった結果とおおむね一致していた。さらにIPPの導入に伴って必要となる資源が問題となることや、仮釈放委員会が「危険な犯罪者」を釈放することに消極的になることも予測可能であった。しかし、議会では、裁判所の解釈にもよるのでIPPの効果を予測するのは困難とされ、900人の刑務所人口の増加が見込まれるという答弁で反対派を安心させてしまい、新たな資源の導入もされなかったという。

IPPは、2008年にその適用範囲を狭める方向で改正された後、2012年に廃止された。アニソンによれば、2010年に労働党から保守党・自由民主党の連立政権へと政権交代がなされ、赤字削減のための緊縮財政が強調されたのが、IPP廃止の大きな要因であった<sup>(189)</sup>。他方でアニソンは、IPPを導入した労働党政権と連立政権とのイデオロギーの違いが、IPPの廃止に影響したとも分析している<sup>(190)</sup>。

IPPの廃止をめぐっては、タブロイド紙や、野党になった労働党から強く批判がなされたが、実を結ぶことはなかった<sup>(191)</sup>。もっとも、新政権も「法と秩序」を重視する姿勢を捨てたと見られないために、すでに服役しているIPP受刑者の釈放は拒絶され、「受刑者は取り残された」(the prisoners left behind)状態に置かれることになったと指摘されている<sup>(192)</sup>。

アニソンは、IPPの成立から廃止までの分析を通じて、刑罰政策において民主主義は幻影となっており、一般参加・関与型の刑罰民主主義(an engaged participatory penal democracy)の必要性を主張している<sup>(193)</sup>。

## 8 小括

英国無期刑の歴史的展開は、行政と司法との争いの歴史であったと小括することができる<sup>(194)</sup>。英国のように、行政がIPPのような立法を通じて司法の裁量を制約することは、これまでのところわが国では考えにくい<sup>(195)</sup>が、IPPの失敗は、わが国にも貴重な教訓となりうる。

一方で、英国においては、司法の判断が行政・立法サイドから信頼されていない現実もあるように思われる。内務大臣による最低拘禁期間設定の権限を否定したアンダーソン事件判決は、内務大臣ブランケットによる「裁判所と法律の専門家は、現実の世界(the real world)に生きていない」という考え方を強めたとされる<sup>(195)</sup>。今後わが国でも国民の耳目を集めるような重大犯罪が発生すれば、マスメディアを通じて社会の不安感が駆り立てられ、極端な刑罰政策を推進する風潮が生じないとは限らない。それをポピュリズムとして批判するだけでは、社会との間に永遠に会話は成立しない。司法の側からの、社会一般に理解可能で説得的な「語り」を工夫していくことが、刑罰政策の専門家にも求められてくるのではなかろうか。アニソンのいう一般参加・関与型の刑罰民主主義の実現は容易なことではないであろうが、よりより刑罰政策を実行していく

ためには、挑んでいくべき課題であるように思われる。

- (141) David Downes and Rod Morgan, *OVERTAKING ON THE LEFT? THE POLITICS OF LAW AND ORDER IN THE 'BIG SOCIETY'*, Edited by Mike Maguire, Rod Morgan and Robert Reiner, *The Oxford Handbook of CRIMINOLOGY 5<sup>th</sup>ed.*, (2012), pp183-189.
- (142) Mike Hough and Julian V. Roberts, *PUBLIC OPINION, CRIME, AND CRIMINAL JUSTICE*, Edited by Mike Maguire, *op. cit.*, p288
- (143) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, p561.
- (144) N. Padfield, *op. cit.*, p23.
- (145) 謀殺に対する死刑を廃止して必要的無期刑に代替することは、当初は5年間の試行とされたが、1969年に英国議会両院の賛成により永続的なものとなった(S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, p560)。
- (146) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, p563.
- (147) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, p562.
- (148) H.L.A. ハートによれば、1957年殺人法制定以前、謀殺で有罪となったが無期刑に減軽された者が15年以上服役することは稀で、通常はもっと早く仮釈放されていたという(S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, p561.)。
- (149) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, p562.
- (150) N. Padfield, *op. cit.*, pp23-24.
- (151) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, pp563-564.
- (152) N. Padfield, *op. cit.*, pp25.
- (153) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, p564.
- (154) Hansard, HC, vol 49, cols 505-507.
- (155) この「抑止」とは、「一般抑止」(general deterrence)を意味する(例えば後掲注(174)のアンダーソン事件判決874頁におけるビンガム裁判官の説示参照。
- (156) *Re Findley and others* (1985) 1 AC 318.
- (157) *R v Home Secretary, ex parte Handscomb* (1988) 86 Cr App R 59.
- (158) Hansard, HC, Written Answer, vol 120, cols 347-349.

- (159) *Weeks v. United Kingdom* (1988) 10 EHRR 333.
- (160) N. Padfield, *op. cit.*, pp37-38.
- (161) 前掲注(113)参照。
- (162) 議論の詳細については N. Padfield, *op. cit.*, pp60-79参照。
- (163) N. Padfield, *op. cit.*, p66 によれば, 「終身刑を言い渡すべきか否かが裁判所に明らかでないときに, 裁判所が言い渡す刑であり, 定期の刑期を終えた後に釈放された犯罪者が公衆に対して重大な害悪を及ぼす危険性は考慮しない」と定義されているが, 最低拘禁期間と同義のものと理解してよいと思われる。
- (164) Hansard, HC, vol 195, cols 309.
- (165) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5<sup>th</sup> ed, pp566-567.
- (166) *R. v Secretary of State for the Home Department ex p Doody* [1994] 1 AC 531.
- (167) Hansard, HC, Written Answer, vol 229, cols 863-865.
- (168) *Wynne v. United Kingdom* (1994) 19 EHRR 333.
- (169) *Hussain v United Kingdom* (1996) 22 EHRR 1.
- (170) *T and V v United Kingdom* (2000) 30 EHRR 121.
- (171) 内務大臣のもとには, ①亡くなった子どもの家族が集めた27万8,300人の署名がある「決して釈放すべきでない」という嘆願書, ②これを支持する4,400通の一般人からの手紙, ③下院議員が集めた5,900人の署名がある「最低25年は服役させるべきである」という嘆願書, ④英国有数のタブロイドであるザ・サン(The Sun)がキャンペーンを行い読者から募った終身の最低拘禁期間を支持する2万1,281通のクーポン券, ⑤裁判官の意見よりも長期間の最低拘禁期間が相当とする1,113通の手紙が寄せられていた。
- (172) *Stafford v United Kingdom* (2002) 35 EHRR 121.
- (173) Hansard, HC, Written Answer, vol 390, cols 936-7W.
- (174) *R (Anderson) v Secretary of State for the Home Department* [2003] 1 AC 837.
- (175) *R (Lichniak and Pyrah) v Home Secretary* [2003] 1 AC 837.
- (176) *R. v Offen (Matthew Barry) (No.2)* [2001] 1 WLR 253.
- (177) Hansard, HC, Written Answer, vol 395, cols 100-1W.
- (178) Stephen Shute, *Punishing Murders: Release Procedures and the "Tariff", 1953-2004*, (2004), Crim.L.R., p890.

- (179) 前掲注(176)参照。
- (180) 前掲清野「英国刑事法務事情(5)」刑事法ジャーナル 5号(2006年)120頁。
- (181) *R v Kelly* [1999] 2 WLR 1100.
- (182) Harry Annison, *Dangerous Politics*, (2015).
- (183) *Ibid.*, pp37-39.
- (184) *Ibid.*, pp54-55.
- (185) *Ibid.*, p42.
- (186) *Ibid.*, pp48-49.
- (187) *Ibid.*, p39.
- (188) *Ibid.*, pp63-67.
- (189) *Ibid.*, pp159-160.
- (190) *Ibid.*, pp174-176.
- (191) *Ibid.*, pp164-167.
- (192) *Ibid.*, pp178-179.
- (193) *Ibid.*, p206.
- (194) S. Shute, *op cit.*, p892.
- (195) H. Annison, p59.